

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人七戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、次の法人業務を行う場合に別表1により費用を弁償する。

- (1) 評議員会に出席
 - (2) 法人業務のため七戸町内での行事、会議、研修等に出席
- 2 前項の外、本会の命により旅行した場合は社会福祉法人七戸町社会福祉協議会旅費規程（車賃、日当、宿泊料及び食卓料については事務職2級以下又は介護職の職務にある者の区分による）に基づき旅費を支給する。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2,000円

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成17年4月1日施行の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会費用弁償に関する規程は廃止する。